

庄内地区公民館 利用案内

ゆめひろば庄内

3階 庄内体育館

2階 庄内トレーニングルーム

1階 庄内地区公民館

地下2階 庄内プール



～庄内地区公民館公民館の利用にあたって～



松本市公民館の理念

- ①身近な場所で
- ②住民主体、行政は支援にこだわり
- ③子育て、健康、環境、人権、福祉まで幅広い地域課題を
- ④住民と職員の協同により
- ⑤地域づくりに向けた学習と実践をめざす



1 公民館について

(1) 松本市の公民館とは？

公民館とは、社会教育法第20条に掲げる「实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の促進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」ための施設です。（＝社会教育施設）

松本市では社会教育法及び「松本市公民館の理念」に基づき、市内35地区に【地区公民館】を1館ずつ配置しております。

(2) 公民館の貸館（公共的利用）とは？

公民館は、「その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。」（社会教育法第22条）を目的に、施設を貸出しています。

公民館を利用することでできたつながりや知識、技能を活かして、地域の発展やより良い社会の形成等が期待されています。

2 公民館の利用について

(1) 公民館を利用できる団体（料金100%減免）


地域のグループやサークル活動等、地域住民が自主的・主体的に運営する学習活動。地域づくりにつながる団体が行う会議、料理教室や健康のつどい等、地域住民の教養向上、健康や社会福祉の増進 等

(2) 公民館を利用できるが、有料の団体

公益法人や労働組合等が行う関係者のみを対象とした活動、減免扱いとならない公民館の利用 等

(3) 公民館を利用できない団体（禁止行為）

特定の政治・宗教活動、商品販売（営利目的及びそれにつながる行為）、個人的な利用 等



3 貸館の流れについて

(1) 利用の手続き

ステップ1

庄内地区公民館の窓口か松本市公共施設予約システムから登録申請
利用内容を確認し、減免・有料・不許可の判断を行います。
※他館で登録している場合は、その旨を申し出てください。

ステップ2

窓口で利用説明を受ける

公民館によって利用方法が異なりますので、注意事項の説明を行います。
※時間内に来館が難しい方は、ホームページから確認してください。

ステップ3

利用する

ステップ4

ネット・電話予約を開始



初回の利用状況に問題がなければ、インターネットの予約機能をご利用いただけます。※ネットが使えない場合は電話でも予約可能です

ステップ5

利用者懇談会

年1回、公民館の登録団体の方へ説明会と意見交換の場を設けています。
その際に、登録の更新も行っていますので、出席をお願いします。
更新がされない場合は、ネット・電話の利用を停止いたします。

【注意事項】

- ・年度途中で代表者に変更があった場合は、その都度手続きをしてください
 - ・申請した内容以外の活動をする場合は、公民館へ相談してください。無断で別の活動を行った場合、登録を抹消し利用を停止する場合があります
 - ・1年間活動がなかった場合は、ネット・電話の利用を停止しますので、更新の手続きを行ってください（2年以上利用がない場合は、登録を抹消します）
- 
- 



(2) 利用時間と休館日

9：00から22：00まで、時間帯によってコマが分かれています。

午前	午後	夜間
9:00～12:30	13:00～17:00	17:30～22:00

※施設管理のため 21:45 の退館にご協力ください

〈休館日〉

毎月第2・4水曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

(3) 公民館の予約と利用方法

ア 予約の手続き

平日（8:30～17:15）に庄内地区公民館の窓口で手続きをお願いします。

○登録団体は、ネット・電話でも予約をすることができます

○太鼓等の大きな音が出る活動は、窓口か電話で予約してください

イ 部屋の利用

全ての部屋を施錠していますので、カギと公民館使用実績報告書を受け取り、使用してください。

利用後は、施錠し報告書を記入の上、返却してください。

時間		受け渡し場所
平日	午前・午後（9:00～17:00）	1階庄内地区公民館事務室
	夜間（17:30～21:45）	2階トレーニング事務室
土日祝日	1日	2階トレーニング事務室

○カギは予約時間の15分前から受け取りができます（午前を除く）

○公民館は様々な方が利用されます。他の利用者の迷惑にならないように心掛けて使用してください

- ・机を壁に当てない（強い振動が伝わる他、壁が傷む原因になります）
- ・壁にテープや画びょうで紙等を貼らない（壁紙の傷みや穴により損傷が広がる場合があります）
- ・香料などを使用する際は、消臭を徹底する 等

○飲食は可能ですが、汚さないように注意し、机や床の清掃を徹底してください

○手芸等で針やミシンを使用する場合は、針の数を把握し帰りの際に数え、見つかるまで探してください（じゅうたん敷きの部屋では禁止）

○利用後は必ず机や床の清掃をし、活動で出たゴミは全て持ち帰ってください（利用状況によっては、貸出を停止いたします）

○ゆめひろば庄内の敷地内（駐車場含む）は全面禁煙です。

○給湯室の茶碗・ポット・お湯はご自由にお使いください。使用後は洗って元の場所に返却してください



(4) 駐車場

- 下記の敷地内駐車場、又は第二駐車場を利用してください
(基本的には、第二駐車場の利用をお願いします)
- 当館は、体育館・スポーツジム・プールがある複合施設で保育園とも隣接しているため、駐車場が慢性的に不足しています。できるだけ公共交通機関や乗り合い等での利用をお願いします
- 近隣施設の駐車場や路上への駐車はお止めください
(住民や施設からの苦情、警察へ通報されたことがあります)
- 大型バスでの来館は、公民館まで相談してください




(5) 料理実習室について

- 利用できるのは、調理を伴う活動をする場合に限りです
- 調理器具以外の消耗品は利用者の皆さままでご用意ください
例) ゴミ袋、洗剤、ふきん等
- 調理の過程で出たゴミは全て持ち帰ってください
- 使用した道具はきれいに掃除して元の場所へ戻してください
- 床の雑巾がけや調理台、コンロ等の清掃を行ってください
(雑巾は備え付けのものをご利用ください)
- コンセントは回路図を確認の上、分散してご利用ください
※同じ電源から複数使用するとブレーカーが落ちてしまいます。自分で直さず、職員へ報告をしてください。報告先は、カギの受渡先と同様です

(6) 禁止行為

- 営利を主たる目的とすること 例) 商品の販売、説明会 等
- 特定の政党・宗教に関する活動 例) 勧誘・布教 等
- 火気の使用
- 各部屋の収容人数を超えた利用
- 他者へ利用権を譲渡、又は転貸すること



(7) その他

- 予約をキャンセルする場合は、必ず公民館へ連絡をするか、ネットから手続きをしてください（無断キャンセルがある場合は、利用を断ることがあります）
- 市内35地区に公民館がありますが、公民館ごとに利用方法が異なる場合がありますので、当館以外を利用される際はお問い合わせください
- Mウイング・あがたの森文化会館・勤労者福祉センター等は異なる条例で運用されています。公民館とは利用方法が異なる場合があります
- 公民館は、災害時に避難所として使用することが想定されています。その場合は、部屋の予約に優先して使用いたしますので、ご了承ください

(8) コピーサービス

平日8時30分～17時まで、公民館事務室へお声がけください。

- コピー機の利用 1枚10円（白黒のみ）、A3 or A4
※30枚未満の場合はこちらをご利用ください
- 印刷機の利用 1～10枚10円、原紙1枚40円
※用紙はご持参ください
※利用時は事前にお申込みください

(9) 庄内地区公民館として重視する活動

庄内地区公民館は、他地区から多様な方が来て利用する施設です。そこで、庄内に根差した社会教育活動の推進のため、下記の事業について、庄内地区の住民とのつながりづくり等に寄与していただける団体については、施設への予約等について優先していきます。

- ア 子育て世代の交流を目的とした活動をしている団体
- イ 福祉活動をテーマとした活動
- ウ 子どもを対象とした活動
- エ 公民館事業との共催事業を行う団体

問い合わせ


庄内地区公民館 TEL：0263-24-1811 FAX：0263-24-1812
(地域づくりセンター)

庄内体育館 公民館 又は スポーツ施設整備課(0263-34-1700)

庄内トレーニングルーム TEL：0263-24-2111

庄内屋内プール TEL 0263-24-1611

※ジムとプールはゆめひろば庄内運営企業体（株）スポーツプラザ報徳 及び（株）サンが運営





【関係法令】

社会教育法

第一章 総則 社会教育の意義

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

第五章 公民館

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

松本市公民館条例

第1条 この条例は、市民生活文化の振興及び福祉の増進を図るため、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき公民館の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

第8条 市長は、次に掲げる特別の事情があると認めたと者に対し、使用料の減免を行うことができる。

- (1) 教育公共の利益に関する集会その他市長が特別の事情があると認めたとのもの
- (2) 前号のほか市長が特に必要と認めたととき。

第12条 使用者は、教育委員会の許可を得ないで次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市において施した設備の現状を変更すること。
- (2) 仮設の設備を行うこと。
- (3) 飲食物その他の物品の販売を行うこと。
- (4) 火気を使用すること。
- (5) 教育委員会の定める収容人員を超えて使用すること。
- (6) 使用权を他人に譲渡し、又は転貸すること。



